

令和元年第6回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和元年6月25日(火)午後1時30分から3時30分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(14人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	千光士伊勢男
	5番	西岡 大作
	6番	栗山 浩和
	7番	福本 隆憲
	8番	渡辺 禎宏
	9番	山内 芳幸
	10番	有澤 節子
	11番	西岡 秀輝
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員(0人)

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

伊尾木	黒岩	榮之
土居	森澤	和義
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第6号	農用地利用配分計画について
報告第7号	農地の転用事実に関する照会について
議案第8号	非農地証明願について

議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第10号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数14人です。5番 西岡委員からは遅参の届出がでております。

次に事務の概要報告をいたします。

5月30日、6月24日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

6月7日に、安芸市担い手支援協議会総会が開催され、野町会長職務代理が出席しております。

6月19日に、こうち農業委員会女性ネットワーク総会が高知市で開催され、野町会長職務代理、有澤委員、樋口委員が出席しております。

6月24日に、高知市で高知県農業会議常設審議委員会が開催され、岡田係長が出席しております。

なお、本日審議する第4号議案、農地法第5条第1項許可の中に新統合中学校の転用案件がございます。質疑等に対応するために担当課であります安芸市学校教育課の秋山課長補佐が同席していることをご報告しておきます。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に渡辺禎宏委員及び有澤節子委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は4件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が

所在する市町村の農業委員会に届け出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり伊尾木の3筆で、面積が合計で451㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口甲の1筆で、面積は386㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり土居及び井ノ口甲の2筆で面積は合計で2,627㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に議案書1、2ページになります。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり伊尾木の9筆で面積は合計で6,024㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は4ページです。今回は1件申請が提出されています。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり畑山甲の8筆で、地目はどちらも田で、面積は合計3,396㎡です。

売買による所有権移転の申請で、既に作付しているところも含めてユズを栽培する予定となっております。

所在地につきましては、4ページに地図がございます。

畑山温泉憩いの家の南の方の位置にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては6月14日に小松茂雄委員と小松光正委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を小松茂雄委員、お願いします。

13番小松委員 6月14日に長野さんと小松委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

本申請については、〇〇〇〇委員が当事者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います

(〇〇〇〇委員退席)

事務局(岡田) 議案第3号の4条申請について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。

議案書は5ページをご覧ください。

申請番号1番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は個人住宅及び倉庫の建築です。既に転用事業は完了しており、現況に合わせるための手続きであります。本人より転用の経緯を示した始末書が提出されております。

農地の転用は1筆で面積は310㎡です。6ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は尾川甲の三崎神社の西隣の位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地(第2種農地)であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種(オに規定するものに限る)、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、本案件は昭和41年、46年に個人住宅及び倉庫を建築して現在に至っている。他に適した用地が無

いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、既に転用が完了しているので費用が発生しないので問題はないと判断しています。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既に転用事業が完了しているので確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅及び倉庫建築用地として妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側、西側及び南側は宅地及び農地であるが農地所有者からは隣地同意書が提出されています。また、北側は転用申請者の農地であります。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に放流し、雨水は地中浸透及び排水により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

続きまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は倉庫の建築及び駐車場の整備です。一部既に転用されていますが始末書の提出がされています

農地の転用は1筆で面積は323㎡です。6ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は先ほど説明しました申請番号1番の土地の道を挟んで東側の位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。申請理由については、昭和40年ごろに倉庫を建築して現在に至っております。また、複数の場所に分散して駐車している農業用車両を1箇所に集約させるために自宅に隣接している当該申請地を選定したというものである。他に

適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、倉庫については既に転用事業が完了しており、駐車場については申請者自ら造成工事を行い費用が発生しないので、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、倉庫は転用事業が完了しており、駐車場については現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、墓地建設用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地であり、西側は一体的に利用する計画の宅地、その西側は隣地同意書が提出されている農地がある。南側は申請者所有の農地であり、北側は堤及び沢であります。雨水は地中浸透及び水路への排水により処理する計画で、排水を生じる施設等は設置しません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は申請番号1番、2番ともに令和元年6月17日に内川昭二委員、大久保暢夫委員、小松昌平委員にいただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を私がします。大久保暢夫委員もお願いします。

1番内川委員 6月17日に岡田君と大久保暢夫委員、小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 6月17日に岡田さんと内川昭二会長と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

議案第3号の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員を呼んできてください

(〇〇〇〇委員着席)

議長 続きますして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請、申請番号1番から3番までについてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第4号の5条申請、申請番号1番から3番について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。

議案書は7ページをご覧ください。

申請番号1番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は統合中学校の建築です。

農地の転用は40筆で面積は合計49,248.57㎡です。10ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は僧津地区でありまして土居桐ヶ内団地の北西約150mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団性のある農地であるためです。

続きますして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、南海トラフ巨大地震による津波被害が及ばない場所に現在の市内2校の中学校を統合する計画で、他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者の予算書を確認し、資金面で問題はないと判断しています。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、中学校建設用地として妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地は周辺を農地に囲まれています。隣地同意書が提出されている若しくは被害防除計画が示されています。生活雑排水は下水道に接続して排水し、雨水は地中浸透及び申請地南部分に設置する調整池を經由して水路に排水する計画であります。なお、排水することについては栃ノ木堰土地改良区に同意を得ています。また、校舎を申請地北側に配置することで風によるグラウンドの土埃飛散を防止する計画である。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区

域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。現地確認は令和元年6月17日に内川昭二会長、大久保暢夫委員、小松昌平委員にさせていただきました。

続きまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は個人住宅の建築です。

農地の転用は3筆で面積は合計303.61㎡です。11ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は川北甲の清香園の南東100mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地であると判断しています。理由は街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。(約45%)。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。申請者の勤務地に近く、親の居宅の近くにある当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写し及び融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地であるが隣地同意書が提出されています。西側は宅地、南側は宅地及び譲渡人、譲受人所有の農地である。北側は山林であります。雨水、浄化槽で浄化した生活雑排水は南側の市道側溝に排水する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、

農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年6月13日に有澤節子委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員にさせていただきました。

続きまして、申請番号3番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は店舗兼事務所の建築です。

農地の転用は2筆で面積は合計865㎡です。12ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は矢ノ丸四丁目の農協職員駐車場の市道を挟んだ南に位置しています。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地であると判断しています。理由は街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。(約67%)。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。現在の店舗が老朽化し、駐車場スペースも少なく出入口に不便もあったことから移転先として当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者名義の預金残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、店舗兼事務所建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の周囲は宅地及び雑種地であり、農地は存在しません。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に雨水と合わせて市道側溝に排水する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域外で、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年6月14日に渡辺禎宏委員に令和元年6月17日に内川昭二会長、大久保暢夫委員、小松昌平委員にさせていただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は私がします。大久保暢夫委員もお願いします。申請番号2番は有澤節子委員、樋口なぎさ委員、お願いします。申請番号3番は私がします。大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員もお願いします。

1番内川委員 申請番号1番は岡田君と大久保暢夫委員と小松昌平委員と確認してきました。申請番号3番は岡田君と大久保暢夫委員と小松昌平委員と確認してきました。共に6月17日に確認し、説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 申請番号1番は岡田君と内川昭二会長と小松昌平委員と確認してきました。申請番号3番は岡田君と内川昭二会長と小松昌平委員と確認してきました。共に6月17日に確認し、説明どおり間違いありません。

10番有澤委員 6月13日に岡田さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。報告のとおりです。

12番樋口委員 6月13日に岡田さんと有澤節子委員と中平秀一委員と確認してきました。報告のとおりです。

8番渡辺委員 6月14日に岡田君と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

4番千光士委員 申請番号1番は学校用地としての転用はしかたがないが、今後、転用や耕作放棄地の増加で、農地が減っていくことが考えられる。食糧の確保の観点から安芸市としてどのように農地を確保していくか考えをもっているのか、市の執行部に聞きたい。

大坪農林課長 農林課長の立場から、農地の確保、食糧の確保を農業施策としてやっていかないといけないと考えております。

14番竹内委員 これだけの大規模な優良農地を減らすのなら、事前に農業委員に相談してもらいたかった。今後周辺も宅地化され農地が無くなってしまう可能性もある。賛成はするが、農業委員としての責任もあるので、今回の協議の内容を意見として付けていただきたい。

事務局（岡田） 今回の学校の転用につきましては、農業振興地域の農用地区域であったので、除外の手続きをする必要がありました。その際に農業委員会にもこの計画についての意見も聞きましたし、安芸市農業振興地域整備促進協議会でも審議していただきました。また、周辺の農地が宅地化するという意見もありましたが、農地転用をするためにはまず農用地区域からの除外をする必要があります。仮に除外を行っても農地性の判断は第1種農地であります。また、いずれの手続きをするにも

農業委員会での協議が必要になりますので、今回の転用ができてでも簡単に宅地化はできないと考えます。

議長

他になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請、申請番号1番から3番までについては原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請、申請番号1番から3番までについては原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請、申請番号4番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

本申請については、〇〇〇〇委員が当事者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います

(〇〇〇〇委員退席)

事務局(岡田) 議案第4号の5条申請、申請番号4番について説明いたします。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は太陽光発電パネルの設置です。

農地の転用は3筆で面積は合計1,562㎡です。13ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は赤野乙の天ノ平ほ場整備地の東50mの位置となっております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地(第2種農地)であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種(オに規定するものに限る)、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。当該申請地は水利上の問題があるなど耕作を行うのに効率が悪く近年は管理のみを行う状況になっていた。太陽光発電パネルの設置場所を探している譲受人が当該転用事業を計画することになり該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者の融資証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、太陽光発電パネル設置用地として転用面積が妥当であると判断い

たしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は山林であり、西側及び北側は芸西村農業委員会に対して同転用目的で転用申請が提出されている農地であります。南側は譲渡人所有農地であります。盛土などの造成工事を行わず、雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる施設等は設置しない計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内であるが、農用区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年6月14日に野町亜理委員、大野實委員にいただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を野町亜理委員、お願いします。

2番野町委員 6月14日に岡田さんと大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請、申請番号4番については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請、申請番号4番については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

議案第4号、申請番号4番の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員を呼んでください

(〇〇〇〇委員着席)

議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は14ページになります。

まず、申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,725㎡です。ユリを引き続き栽培する予定で、5年間の賃貸借契約をし、賃

借料は10 a 当たり米6俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。川北久保田南集落の東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地8筆で、地目はすべて田で、面積は全部で5,154㎡です。ナスと水稻を引き続き栽培する予定で、5年間の使用貸借契約を新規設定する計画です。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。伊尾木岡集落に隣接している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして報告第6号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書17ページになります。

報告第6号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は1件提出されております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり東浜の農地2筆、地目はすべて田で、面積は全部で2,309㎡です。ミョウガを栽培する予定で、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり70,000円の条件で設定する計画です。この件につきましては、今年4月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、6月6日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらよろしく願います。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思えます。

議長 続きまして報告第7号、農地の転用事実に関する照会について、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田） 議案書18ページになります。

報告第7号、農地の転用事実に関する照会について説明いたします。今回は1件提出されております。議案書は18ページをご覧ください。

本案件は令和元年5月24日に法務局が登記地目を認定するために転用の事実等を安芸市農業委員会に照会してきたもので、農地所有者、対象地は記載のとおりです。現地の写真をお配りいたします。場所は下山のなぎの木から北西へ約150mの位置にあります。地図は19ページをご覧ください。

対象地は平成12年9月29日に5条転用許可が下りている土地で、現地調査を行ったところ、許可された転用事業である雑種地（碎石置場）の整備が完了していることを確認いたしました。従って対象地は非農地であり、令和元年5月30日にその旨を法務局に回答しております。

なお、現地確認は令和元年5月28日に内川昭二会長、西岡秀輝委員、小松光正委員にさせていただきました。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第7号について、質問、意見等がございましたらよろしく願います。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思えます。

続きまして、議案第8号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 議案第8号、非農地証明願について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。議案書は20ページをご覧ください。

申請番号1番の説明をさせていただきます。申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は1筆です。現地の写真をお配りいたします。場所は井ノ口乙の石神社から南西へ約70mの位置にあります。登記簿地目は畑、現況地目は墓地です。地図は21ページをご覧ください。

現地は墓地用地になっていて、申請者の親が農地に墓地を建設し、その墓地を申請者が相続したとのことです。埋葬に関する資料から墓地が昭和60年1月10日には存在していたことを確認しておりまして、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過して、

非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地につきましては内川昭二会長、大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

つづきまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。

申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は1筆です。現地の写真をお配りいたします。場所は川北甲の清水ヶ丘中学校から北東へ約250mの位置にあります。登記簿地目は田、現況地目は道路用地です。地図は22ページをご覧ください。

現地は道路として整備され現在に至ります。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も宅地として課税されていることを確認しています。これらのことから安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地確認は令和元年6月13日に有澤節子委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員にさせていただきました。

つづきまして、申請番号3番のご説明をさせていただきます。

申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は1筆です。現地の写真をお配りいたします。場所は奈比賀小学校の北約50mの位置です。登記簿地目は畑、現況地目は宅地です。地図は23ページをご覧ください。

現地は平成5年4月1日に建築された倉庫の敷地となり現在に至ります。建築年につきましては固定資産税課税データでも確認していただき、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地確認は令和元年6月13日に有澤節子委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員にさせていただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は私がします。大久保暢夫委員もお願いします。申請番号2番と3番は有澤節子委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

1番内川委員 6月17日に岡田君と大久保暢夫委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 6月17日に岡田君と内川昭二会長と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

10番有澤委員 6月13日に岡田さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。報告のとおりです。

12番樋口委員 6月13日に岡田さんと有澤節子委員と中平秀一委員と確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第8号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第8号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第9号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野）議案第9号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と次の議案第10号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、農業委員会の適正な事務の実施において、毎年策定し、公表する義務のあるものです。

議案第9号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。議案書は24ページからになります。

ローマ数字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、それぞれ記載要領に基づいて平成31年3月31日現在の耕地面積や農家数等を記載しております。

次に、ページの右側に行きまして、ローマ数字Ⅱの、担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、遊休農地の増加や農地の分散等が農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっているところです。30年度は対前年より集積面積10ha増を目標としておりましたが、実績としては増減なしで、達成率が98.18%となり目標の達成はできておりません。引き続き、毎月利用権設定期間満了が近い方に対してのお知らせの送付を行い、農林課と連携して様々な機会を利用権設定の周知をしたいと考えております。

次に、議案書26ページ、ローマ数字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。農業従事者の高齢化や後継者不足により、地域農業の維持が困難になりつつあり、将来の担い手となる人材の確保・育成が重要な課題となっているところです。30年度は新規参入の目標は農林課と協議の結果、5経営体で、1.0haとしていましたが、実績としては6経営体で、2.0haと達成状況が200%となっています。これにつきましては、市や農協のサポートハウス整備や担い手支援協議会を中心とした新規就農者の確保・支援活動の成果だと考えております。今後も担い手支援協議会を中心として就農支援・フォローアップが必要だと考えておりますので、農業委員会としても一緒に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ページ右側のローマ数字Ⅳ、遊休農地に関する評価です。年々増加の一途をたどる遊休農地ですが、それに対して対策を取っていかねばなりません。現状としては管内の農地面積1,040haの内、遊休農地面積が17haありまして、割合では1.67%となってい

ます。解消に向けては、農地の利用状況調査や意向調査をしています。評価についてですが、30年度の解消目標は2haとしていましたところ、実績は△4.7haであったため、達成状況は△235%でした。3番のところには活動内容の詳細を記載しております。4番の目標及び活動に対する評価につきましては、目標を達成できなかったため、今後も継続して解消に努めていきます。

次に、28ページ、ローマ数字V、違反転用への適正な対応です。安芸市においては、違反転用の実績は0となっております。これについては、3番の活動計画・実績及び評価にありますように、8月から9月まで実施した農地利用状況調査等により、違反転用を早期に発見するということで活動しております。また、市の広報の8月号に転用の必要性についての記事を1回掲載しております。

次に、ページ右側、ローマ数字VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1は農地法第3条の許可実績で昨年度の処理件数は21件、2は農地法第4条・5条の転用実績で、昨年度の処理件数は29件でした。

次に、30ページ、3は農地所有適格法人についてですが、毎年報告義務がありますので、その報告状況についてです。

安芸市では農地所有適格法人が4つあり、全て期間内に報告をいただいております。

4は情報の提供状況等について記載しています。賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象賃貸借件数は、536件となっております。農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象権利移動等件数は319件となっております。また、農地台帳の整備につきましては、整備対象農地面積は1,385haとなっております。

次に、右側のローマ数字VII、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特にございませぬ。

ローマ数字VIII、事務の実施状況の公表等です。議事録や今回のこの活動の点検・評価の公表については、市のホームページで公表しております。今回ご承認いただきましたら、また市のホームページで公表いたします。以上です。

議長 それでは、審議をお願いします。

伊尾木黒岩委員 伊尾木地区において耕作放棄地や遊休農地が増えてきている。農地の所有者に解消をお願いしても聞いてもらえない。行政側から指導をすることはできないのか。放棄されている農地から害虫が湧いて周辺農地に迷惑をかけている。特に壊す金がないからハウスをそのままにしているものもあり、どうにもならない。以前、固定資産の課税を見直すという話もあったがいつのまにか無くなっている。行政として法的に取り締まってもらいたい。それくらいしないと今後ますます増えていく。

事務局長 中古ハウスの移転の事業もあるが、本人の同意がなければ手をだせない。

事務局（長野）遊休農地の固定資産課税を見直す制度はあるが、どの土地が該当するか判断が難しく実施までには至っていない。

1 3 番小松委員 遊休農地について、農業委員として相談を受けるが件数が多すぎて対応しきれない。作付けしていない年数が多くなると作れなくなるので、単年度で対応していくのが望ましいが、個別での対応では限界があるので、補助金があるとか農業委員会での方針がないできない。

4 番千光士委員 そんな問題は、集落の人を集めて話し合いをせないかん。個人の問題ではない。

議長 他になければ採決をいたします。議案第9号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第9号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第10号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野）議案第10号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。議案書は32ページからになります。

まず、ページの左側、ローマ数字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、それぞれ記載要領に基づいて平成31年3月31日現在の農家数や耕地面積等を記載しております。

続きまして、ページ右側のローマ数字Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。農業従事者の減少等による遊休農地の増加や農地の分散等が農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっていることには変わりはないところです。集積率では市の基本構想の目標であります49%はすでに達成しております。現在54.9%となっておりますが、管内農地面積の減少もあることから、令和元年度は集積面積は現状維持を目標としております。活動計画としましては、これまでどおり毎月、利用権設定期間満了が近い方に対してお知らせを送付するほか、農林課と連携して様々な機会を利用して利用権設定の周知をしていきたいと考えております。

続きまして、下のローマ数字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。農業従事者の高齢化や後継者不足により、地域農業の維持が困難になりつつあり、将来の担い手となる人材の確保・育成が重要な課題となっているという課題には変わりはありません。令和元年度は新規参入については5経営体で、1.0haを目標として取り組もうと農林課とも協議をしております。担い手支援協議会とも

連携して、新規就農者の確保・支援に取り組んでいきたいと考えております。

次に、34ページ、ローマ数字Ⅳ、遊休農地に関する措置です。今年度の遊休農地の解消面積の目標は、2haとしております。前年度は目標が達成できませんでしたので、引き続き解消に努める計画にしております。

このため、次のローマ数字Ⅴ、違反転用への適正な対応につきましても、農地利用状況調査等により、違反転用がないようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

こちらにつきましても、ご承認いただきましたら、市のホームページで公表いたします。

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ採決をいたします。議案第10号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第10号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画については原案どおり決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(長野) 来月の定例会は7月25日の木曜日の午後1時30分より行いますので出席をお願いします。

県外への視察研修を7月30日、31日に行います。初日は南あわじ市で「人・農地プラン」の研修をします。翌日は午前中に淡路農業技術センター等の研修し、午後は三豊市で、耕作放棄地の解消について研修する予定です。参加者は別紙の名簿のとおりです。途中で乗車する人は事務局に知らせてください。

(視察先について資料で説明をする。)

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。